

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般貨物	令和元年11月25日	有限会社マルイ(法人番号6110002023544) 代表者稲田芳夫	新潟県上越市春日野2-8-19	本社営業所	新潟県上越市大和2-10-7	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同法第17条第4項	平成30年11月28日、監査実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)(3)点呼の記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(4)運行記録計による記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)(5)運行指示書(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)(6)運転者台帳(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)(7)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(8)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。